

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和4年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和4年12月7日(水)

令和4年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年12月7日(水) 開議 午前10時00分  
散会 午前11時58分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	税務課長	藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	前地忠和

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

## 令和4年第4回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 議案第83号 東栄町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第 7 議案第84号 東栄町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第 8 議案第85号 東栄町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第86号 東栄町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第10 議案第87号 東三河広域連合規約の変更について
- 日程第11 議案第88号 令和4年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第12 議案第89号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第90号 令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第91号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第92号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第93号 令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第94号 令和4年度東栄診療所特別会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 報告第12号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第4回東栄町議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、御手元に御配付した日程のとおりでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1「会議録署名議員」の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により3番伊藤真千子君。7番加藤彰男君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。御手元に御配付してあります会期及び審議予定表を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局（長谷川伸君）

それでは、会期及び審議予定表を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、令和4年第4回東栄町議会定例会。会期日程は8日間でございます。本日12月7日水曜日、午前10時「本会議開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明、議案上程、委員会付託」、12月8日木曜日「休会」、12月9日金曜日、午前10時「一般質問」、12月10日土曜日「休会」、12月11日日曜日「休会」、12月12日月曜日、午前10時「総務経済委員会付託案件審査」、午後1時「文教福祉委員会付託案件審査」、12月13日火曜日「休会」、12月14日水曜日、午前10時「本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会」以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり本定例会の会期は本日から12月14日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日から12月14日までの8日間に決定いたしました。

## ----- 諸般の報告 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第3「諸般の報告」を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番、議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤芳孝君）

それでは、議会運営委員長の報告をさせていただきます。去る11月14日及び11月28日の両日、当会議室において議会運営委員会を開催いたしました。11月14日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長。11月28日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。令和4年第4回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、先ほど決定したとおりでございます。付議事件につきましては、議案12件、報告1件でございます。各議案につきましては、常任委員会に審査を付託しますので慎重審議をよろしくお願いいたします。次に一般質問でございますが、今回の質問者は6名であり12月9日、午前10時より開催いたします。続いて、陳情書等の関係ですが、御手元にお配りしました陳情請願等一覧表のとおり陳情4件について、個別に審査いたしました。審査の結果、番号1から3番は議長預かり。4番は議長聞き置きと決定しました。最後になりますが令和4年第4回東栄町議会定例会につきまして、会期中、御協力のほどよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（原田安生君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局（長谷川伸君）

令和4年第4回東栄町議会定例会、諸般の報告を議長に代わりまして、御報告いたします。令和4年第3回定例会以降の行事等につきましては、御手元に諸般の報告として、一覧表を配付させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から9月26日に8月分、10月28日に9月分、11月24日に、10月分の報告があり、いずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきましては事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書の取扱いにつきましては、先ほどの議会運営委員長の報告のとおりでございます。以上で諸般の報告を終わります。

議長（原田安生君）

次に、日程第4「行政報告」、日程第5「町長提出議案、大綱説明」を行います。町長から行政報告と本定例会に提案されております議案に対する大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

町長。

町長（村上孝治君）

改めましておはようございます。本日は、令和4年第4回東栄町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私にわたり大変お忙しい中、御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。師走を迎え、日を迫うごとに寒気も深まり、冬の到来を感じるようになってまいりましたが、例年に比べ11月はですね比較的暖かい日が続き、季節の移り変わりは、肌で感じられるような気候となっておりますが、今後は厳しい寒さが予想されているところでございます。早いもので令和4年も残すところ、ひと月弱となりました。新型コロナウイルス感染症は、国内の発生から3年目を迎えようとしていますが、9月議会にも報告をさせていただいたとおり、7月から第7波の感染拡大が全国的にはじまりまして、当町においては、比較的感染者が少ない状況で推移をしておりましたが、8月感染者が約100人に達し、その後落ちつきを見せましたが、11月に入り感染者が数日間続き、現在も数人の感染者が出ているという状況です。重症者の報告は今のところありませんが、一番の対策としては、感染拡大や重症化防止のためのワクチン接種を皆様をお願いをしているところでございます。3回目の接種につきましては2,294人、91.1%。4回目の接種は1,731人、75.45%という状況でございます。5回目の接種も今週9日から本格的に始まりますので、なるべく多くの皆様にワクチン接種をお願いしたいと思っております。現在、第8波に入っており、感染者が全国的に増えはじめております。今後、年末年始を迎え人の流れも活発となりますので、皆様におかれましては、いま一度感染防止対策をより強く意識していただき、引き続き基本的な感染予防対策の徹底に御協力をくださるようお願いいたします。一方でコロナ経済対策としては、40%プレミアム率を付けての商品券の発行させていただいております。また、新たにデジタル券での販売も試みておりますが、現在の販売実績等は、紙商品券6,000冊の発行に対しまして、5,227冊の予約販売となっております。プレミアム分を含む金額は3,658万9,000円となっております。また、デジタル商品券は、1期目、町内のみの販売ですが339万5,000円。2期目が町内外の販売でございまして現在の販売額が1,763万5,800円でありまして、合計で2,103万800円という状況でございます。なおデジタル商品券の販売につきましては12月末までとなっております。次に、事業持続売上げ減少対応の応援金についてであります。コロナ禍で大きな影響を受けた事業者に対して支援するものであります。また原油価格等高騰対策では、原材料費等の仕入れ金額の高騰分に対して補助を行うことをしております。それが非課税世帯と家計急変世帯に対しましては、電力等を価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円を支給

させていただく。また非課税世帯以外の世帯に対しましては、町内で使用できる商品券1万円分を給付してまいります。今後国の交付金等を活用してしっかりと対応して参りたいと思っております。現在、経済対策を主として、国の令和4年度の第2次補正予算が、国会で審議され2日に可決をされたところでございます。補正予算で関係ある内容としましては、出産子育て応援交付金です。これは出産家庭の支援を目的として妊娠時から出産子育てに至る相談支援の充実として、10万円の経済支援を希望する市町村において行うとされたものとなります。出産される予定の支援となるよう町の現行の制度と調整を図りつつ検討して参りたいと考えております。それからコロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の増額であります。国庫補助事業の地方負担分への補填が主なものとされておりますので、あまり単独事業に影響はないのではないかとと思いますが、注視をさせていただきたいと思っております。それから普通交付税においては、国の地方交付税関係税収が増額となり、地方公共団体の物価高騰、それから経済対策支援を目的に本年度に限り臨時経済対策費が追加交付されるというものであります。これについてもしっかり情報収集していきたいというふうに思っております。さて一昨年、町の混乱を避けられず大変残念な年でございました。2期目の途中で辞職し再選挙により新任を受け、変則ですが3期目の町政を担いさせていただくこととなり、今年度を含め残す任期も僅かとなりました。町の長年の懸案事項でありました医療問題は多くの方々に御苦勞をおかけしましたが、議会を始め医療・福祉・介護等の関係者、そして住民の皆様の御理解と御協力によりまして、新診療所保健センター及び子育て支援センターからなる複合施設が無事に完成をし、10月15日には、御来賓始め関係者の皆様に御出席をいただきまして竣工式を開催させていただきました。町民の皆さんにも一般公開をさせていただいたところでございます。愛称も「東栄ひだまりプラザ」と決まり、11月1日からスタートすることができたところでございます。今後は関係者が連携をし医療・保健・福祉・介護等が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの拠点として、住民の皆様が安心して暮らせるよう関係職員一丸となって努めて参りますので、よろしくお願いをいたします。令和3年度はコロナ禍で全国大会等が3年度は中止となりましたが、今年度は11月9日から22日の間、東京において各種大会、総会等が開催され出席をさせていただいたところでございます。安全安心の道づくり全国大会を始めとする道路関係、災害復旧、治水砂防関係、簡易水道、過疎地域連盟山村振興連盟などの大会において、議決された要望事項などをもとに、国会議員や各省庁に対して要望活動を行って参りました。特に三河簡水、我々の水道の問題、それから北設情報についてはですね大変重要な課題であり、北設楽郡の3町村合同で、国や県に積極的に要望活動を行わせていただいたところでございます。また町単独での要望等もこの機会にしっかりと行って参りました。それから広域連合の関連としましては11月7日に、東三河8市町村長で、東三河の課題を愛知県知事に要望等させていただいたところでございます。東三河の県議員の皆様にも同席をいただいたところでございます。次に各種団体との要望打合せについてでございますが、10月30日に商工会と振草川の漁業協同組合森林組合については11月1日、各組合長さん始め役員の方たちと情報交換をさせていただき要望等をいただいたところでございます。またシルバー人材センター等は11月14日に理事長さん、事務局との打合せ

をさせていただきました。JA愛知東さんとは12月2日にですね、組合長さんに御来庁いただきまして、意見交換をさせていただいたところでございます。また社会福祉協議会の理事会は10月の3日に行われ、私も出席をさせていただきましたが、補正予算の審議、事務所移転に関する事項などの協議をさせていただきました。また10月の19日には事務局長等との令和5年度の事務執行体制などの打合せも行わせていただいたところでございます。次に11月27日に愛知県政150周年を迎え、議長と共に記念式に参列をさせていただきました。これを機に愛知県では11月27日を「あいち県民の日」に定め、公共施設の利用料を一部免除するなど、また公立学校の休日を設けるなどの条例案を現在開会をされています12月県議会に提案をされております。大きな行事としては、今申し上げたとおりでございます。もう少しお時間をいただき、その他についての9月議会定例会以降の取組をお話させていただきます。職員採用ですが、令和5年4月一般職員採用試験については数名の採用内定を出させていただきましたが、再度2次募集を検討したいと考えております。給食調理員の採用も予定をさせていただいております。また火葬場職員が急に退職をされたため、現在、委託会社をお願いをして、その都度火葬をさせていただいている状況でございます。新規職員の採用も予定をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。また保健師、保育士についての募集も行っておりますが、保育士の応募がございましたが、残念ながら保健師の応募がなく、再度募集を考えさせていただきたいと思っております。次にマイナンバーカードの普及でございますが、国において、デジタル田園都市国家交渉交付金の第2次補正予算で現状のカード普及率が全国平均以上であることを申請要件とするなど、復旧状況を反映させることが予想されております。現在担当課等で休日申請の受け付けや、各おいでん家のスマホ教室などの手続など、いろんなところで実施をさせていただいておりますが、普及促進を図っておるところでございますけれども、交付率は10月末時点で現在44.57%という結果でございます。全国平均が51.13%、県内が50.58%という状況でありまして、愛知県から54市町村中50番目であります。まだ全国平均以下でありますので、今後もいろんな面で普及促進進めて参りたいと考えております。次にとうえい温泉ですが、コロナ過の影響や価格高騰、特に原油単価、電気料などが大きく増えております。こんなことが続いておりますので大変厳しい状況となっております、また築20年以上経過して機械故障などの影響によって休業を余儀なくされることも多々あるところでございます。お陰で売上げは4月から10月までの昨年度比は142.4%と客足が戻りつつある状況でございましたが、なお、いまコロナウイルス第8波の感染状況から、年末年始にかけては、厳しい状況を想定しなければならないと考えております。いずれにしても大変厳しい状況が続くものと思われまます。そういった中、今年も年末年始の営業については、現段階では休まず営業する予定と聞いております。次に主要道路ですが、三遠南信自動車道の鳳来峡インターから東栄インター間の最後の4号トンネルが貫通をしたところでございます。また国道473号の月バイパスの橋梁が完成し、いよいよトンネルの掘削が始まります。さらに国道151号布川地区交差点も順調に工事等が進んでいる状況でございます。それからですね9月補正いただきました岡本交差点についての状況です。本郷下川農免線を始めとする現況の調査を現在しておりますが、県とも調整しながら検討して



参りますが、まだ時間が必要ですので御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。11月3日の東栄フェスティバルも地域の皆さん、国県始め多くの方の郷土愛と御協力によりまして3年ぶりに開催することができたところでございます。いつもより時間を短縮して行わさせていただきましたが、約2,500人ほどの来場者でございました。今回、来場できない方のためにユーチューブでのライブ配信を行ったところでございます。こうして皆様に御協力に開催できたことは、少しでもこの地域の元気につながるのであれば、大変うれしく思うところであります。フェスティバル開催以降は、コロナ対策を講じてそれぞれの地区保存会で花祭りが開催されているところでございますが、早くコロナ収束をして従前どおりに開催できることを心から願っているところであります。次に教育関係ですが、総合教育会議は10月5日に開催をさせていただいたところであります。教育課、教育に関する事務の管理及び執行の状況点検評価について、コミュニティスクールの導入検討状況、それから部活動の地域移行について、令和4年度教育課関係主要事業の進捗有効についての議題を協議させていただいたところでございます。文化祭の行事につきましては、10月29日から11月6日まで作品展示会を開催させていただきました。今年も中学生の合唱発表後に静岡大学名誉教授の大和田哲男氏をお招きしての文化講演会を開催させていただきました。町民芸能まつりは、10月30日に花祭会館で開催をしております。次にスポーツ関係であります。グランパスサッカー教室は、9月25日に開催することができました。コロナ禍で心配をしたところでございますが、名古屋グランパスのコーチの指導により、多くのサッカー少年が参加をしていただきました。大変有意義な教室となったところでございます。それからドラゴンズの野球教室でございますが、昨年、一昨年と2年コロナ禍で中止となりましたが、本年度は12月の17日に東栄中学校で開催することができることとなりました。北設楽郡の子供たちに参加をいただきます。そして12月の初旬にいつも開催をしておりました愛知県市町村対抗駅伝も2年連続で中止をしておりましたが、今年度は年を越しまして1月14日に開催することとなっております。もう既に選手の皆さんは練習に取り組んでいただいております。ぜひ皆さんの応援もよろしくお願ひしたいと思っております。次にバスケットボールの三遠ネオフェニックスであります。現在シーズン真っ只中ではありますが、前半は地区首位という好成績でありましたが、ここ数日の試合はですねケガ人が続出してしまして連敗続きであります。東三河8市町村とスポーツを活用したまちづくりに関する相互連携及び協力を目的に連携協定を締結をしております。こうしたことからホームタウン活動として、小学校でのバスケットボール交流会の開催や11月3日のフェスティバルにも御参加をいただきました。明日8日には小学校でバスケットボール教室を開催するというふうに聞いております。今後は、住民を無料招待していただく奥三河デーなど計画をされ、その会場で観光や特産品のPRブース、飲食ブースなど行われる予定でありますので、今後随時、皆様にお知らせをさせていただきたいと思っております。次に成人式についてですが、御承知のとおり成人は18歳からになったため、名称を「二十歳を祝う会」として1月8日に東栄中学校体育館で開催をいたします。対象者は20名ほどの予定ですが、それぞれ御案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それからコロナ禍で心配をしておりましたが、小学校の修学旅行、中学校の国内語学研修

なども無事終了しております。なかなかカナダへの中学生の海外派遣研修が実施できないのが非常に残念であります。交流先のカナダ・リージェント・クリスチャン・アカデミー校とのオンライン交流も昨年同様に実施ができ、国内語学研修も含めて確実に英語力、英会話が上達でき、またふるさと東栄の良さを発信していただくなど、本当にうれしく思うところであります。カナダ研修が実現できるよう早くコロナが収束することを願って止みません。最後に 11 月 26 日に東栄ひだまりプラザにおいて北設楽郡 3 町村、在宅医療介護連携推進事業の住民啓発講演会を開催させていただきました。このテーマは、在宅医療と終活でありました。終活アドバイザーの佐々木さんによる終活のアドバイスをいただいたり、東栄診療所長の早川先生には、東栄診療所のいま無床化・移転を経へてをテーマにお話をいただきました。それから、早川先生とは定期的に情報交換をしておりますので、少し現状について報告をさせていただきます。東栄病院は 2017 年から外来患者が少しずつ減少してきました。入院患者も 2016 年から著しく減少をし始めました。そして御存じのように 2021 年度から一日あたりの入院患者数が 3、4 人という状況になったわけでありました。無床診療所になった現在、外来診療、在宅診療は従前と変わりなく、入院がありませんので、充実できているという状況であります。また粟代、古戸、御園へは、巡回診療を続けておるところであります。施設診療もやまゆり荘、すぎのきの里を受け持つおるところであります。さらには住民健診、総合ドック、予防接種、コロナワクチン接種も大変増えておりますが、以前と変わらず行わせていただいております。下川診療所の診察は中止をしておりますが、今まで下川ではできなかった検査も現在の診療所でできるようになり、午後からの診察は効率がよくなっているということでもございました。また町の中心に移り、町全体のことを考えるといろいろな面で便利になったと感じているというご感想でもございました。2021 年の 1 日平均外来患者数は 105.8 人、2022 年今年、上半期では 97.6 人となっており、1 年通して余り変わらないということでもございました。少し減った理由につきましては、旧佐久間町や旧鳳来町の方が他の医療機関に変更されたこと。それから、こちらから紹介した件数も含みますので、そういったことが原因だというふうに考えているということでもございました。次に訪問診療でございます。2021 年度までは年間 400 件から 500 件だということでもございましたが、本年の上半期で現在延べ 287 件となっております。当然 24 時間の対応をさせていただいているところでもございます。夜間休日の往診につきましては 30 件ほど、看取りは自宅が 6 件、やまゆり荘は 6 件という状況でありました。また来院可能な急患であれば、時間内の診察時間があれば対応しているという状況です。これは従前と変わらないわけでありました。次に救急搬送ですが、当然今の診療場を含め救急指定はありません。原則受け入れはしておりません。新城市消防の現状であります。北設楽郡内東栄町を含めて新城市民病院の搬送が 1 番多いわけでありました。その次が豊川市民病院という状況であります。そしてコロナ禍の対応につきましては、2022 年の上半期の発熱外来の患者数が 257 人、うち陽性者は 122 人という状況であります。先ほど冒頭お話したとおり、予防接種を 5 回目が、この 12 月今週の金曜日、12 月 9 日から始めてまいります。病院から診療所へのお話でありましたが、やはりマンパワー不足が 1 番の課題であります。医療そのものが都市部に集約される中で、山間部で今までどおりの医療提供は難しいと。

病床がなくなり、地域の生活を支える医療、特に外来、在宅医療、施設診療を含む、これを中心に進めていく必要があると。そして連携が最も重要ではないかということでありました。他の医療機関との連携、介護・福祉・保健・行政との連携を今まで以上に進めていくことが必要であるということを経理所長の口からお話しがございました。私もそう思っております。死亡場所もですね 2018 年度までは、東栄町であったものが 2019 年度からは町外が多くなり、特に新城市民病院が多いという結果でございます。最後にまとめとして目指す医療と今後として、診療所の理念としては、地域での生活を支える医療を目指し、そして医療・介護・保健・福祉の連携強化であります。外来患者が 90 人前後となり、人口が減っていく中で、現状病床ですね、維持できる体力はもうないということでありました。また他の医療機関との連携の必要性は、先ほどお話をしましたが、東栄診療所だけのことでなく、北設楽郡全体で考えなくてはならないという話をお伺いしたところでございます。また 11 月からは皆さん御承知のように、第 3 火曜日の午後、腎臓内科の外来診療を月 1 回現在行っております。早期診断と適切な治療で重症化を予防するために始めさせていただいておるところでございます。御心配の方は、診療所に御相談をしていただく。来年以降も続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。リハビリも、訪問リハビリを現在行っておりますが、来年度からは診療所内での施設リハビリを開始したいというふうに考えております。診療状況、先生との打合せも含めて報告をさせていただきました。大変長くなりましたが、以上で行政報告をさせていただきます。

それでは引き続きまして、本日提案をいたします議案の提案理由について説明をさせていただきます。今議会には議案 12 件、報告 1 件を上程いたしております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。では、各議案について簡略に説明いたします。議案第 83 号、東栄町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、職員の定年延長に伴い関係条例の改正をするものであります。議案第 84 号、東栄町簡易水道事業及び下水道事業の設置に関する条例については、令和 5 年度より簡易水道、公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計、地方公営企業法の適用を受ける会計に変更するために制定するものであります。議案第 85 号、東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。次に議案第 86 号、東栄町辺地総合整備計画の変更については、東園目辺地における林道事業の事業費を変更するものであります。次に議案第 87 号、東三河広域連合規約の変更については、連合が行う共同処理事務のうち社会福祉法人の認可等に関する事務に社会福祉、連携推進法人を追加等するものであります。次に議案第 88 号、令和 4 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号であります。人件費、新型コロナウイルス感染症対策に関わる地方創生臨時交付金事業を含む総額 2,696 万 9,000 円の増額補正であります。内容につきましては、臨時交付金事業として中学二年生の国内研修事業に対する補助金。その他としては、電気料を始めとする物価高騰に対する役場を始め各種施設に係る燃料費及び光熱水費、旧栗代小学校及び旧奈根小学校修繕、戸籍情報システムの改修、障害者施設等通所通院交通費助成金、児童発達支援施設等給食費補助金、老人保護措置費、母子医療費、児童手当に対する特別給付金、児童発達支援施設利用者負担金、国民健康保険特別会計繰出金、簡易水

道特別会計繰出金、火葬業務及び火葬場管理業務委託、農業集落排水事業特別会計繰出金、有害鳥獣駆除委託、産業会館指定管理料、公共下水道事業特別会計繰出金、全国瞬時警報システムの更新、東栄ヘリポート吹き流しの修繕、私立高等学校授業料助成金、高校生通学等支援事業補助金、花祭会館高圧コンデンサー等交換工事、起債の償還金にかかる元金及び利子が増額の主なものであります。一方、税システムの改修委託、後期高齢者医療特別会計繰出金、東栄診療所特別会計繰出金が主な減額でございます。これらに充てる歳入につきましては、町税、地方創生臨時交付金、国県の補助金及び委託金、諸収入を見込むとともに財政調整基金繰入金、町債を減額させていただきます。次に議案第 89 号、令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号は、1 億 425 万 2,000 円の増額補正であります。主な内容は一般被保険者療養給付費と保健事業に係る人件費の組替えによるものであります。議案第 90 号、令和 4 年東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、財源更正による補正でございます。議案第 91 号、令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 4 号は、540 万 7,000 円の増額補正であります。主な内容は物価高騰による光熱水費、新畑浄水場の入口と漏水等に係る修繕、月地区の送水ポンプの修繕工事の増額でございます。議案第 92 号、令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号は、507 万 4,000 円の増額補正です。主な内容は物価高騰による電気料の増額でございます。議案第 93 号、令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号は、68 万円の増額補正であります。主な内容は物価高騰による電気料の増額であります。議案第 94 号、令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算第 7 号は、41 万 8,000 円の増額補正であります。主な内容は人件費の減額と医師住宅浄化槽設置工事の増額であります。報告第 12 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告をするものであります。以上であります。詳細については副町長を始め担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

----- 議案第 83 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 6、議案第 83 号、「東栄町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 83 号、東栄町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について。議案の 28 分の 28 ページをお願いします。提案理由は、地方公務員法等の改正に伴い、関係条例の規定を整備するため、所要の改正を行う必要があるから、議会の議決を求めため、条例の改正案を提出するものです。すみません、地方公務員法の員の字が抜けておりますので、修正をお願いいたします。すみません、もう一つ、給与改定が 11 月 28 日の臨

時会でお認めをいただいておりますけれども、新旧対照表の第2条関係の別表第1の給料表の改正前の部分が給与改定前のものになってしまっているため後日、差し替えをさせていただきます。すみませんけれども、よろしく願いいたします。それでは、今回の改正は地方公務員法等の一部改正に伴い職員の定年の引上げ、管理監督職務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置を講ずるため関係する10の条例を第1条から第10条までで改正廃止いたします。改正の主な点を説明いたします。14枚ほどめくっていただいて新旧対照表の11分の1ページ「東栄町職員の定年等に関する条例」第1条関係をご覧くださいと思います。第3条の改正では、職員の定年年齢を65歳とします。11分の4ページをお願いいたします。第6条から第8条の改正では、管理監督職務上限年齢、いわゆる役職定年の上限年齢を医師を除き60歳とするものです。これによりまして課長補佐級以上の管理職職員は、原則60歳に達した日以後の最初の4月1日に管理職以外の係長級等に降任することとなります。11分の8ページをお願いします。第12条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する定めであります。定年引上げにより65歳まで正規職員としてフルタイムで勤務することを原則としますが、60歳以降に退職した職員を本人の意向を踏まえ短時間勤務の職で再任をすることができます。ただし、任期は65歳までとなり、勤務時間、給与の仕組みなどは、現行の再任用短時間制度と同様となります。11分の9ページをお願いします。附則第4項、定年に関する経過措置です。11分の10ページをお願いします。附則第4号、定年に関する経過措置です。この表のとおり令和5年度から定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度からは65歳を定年年齢といたします。附則の第6項、情報の提供及び勤務の意思の確認ということで定年引上げに関する勤務条件等について職員が59歳となる年度に情報提供を行い60歳以降の勤務の意思を確認するよう努めることとなります。1枚はねていただいて45分の1ページをお願いします。「東栄町職員の給与に関する条例」第2条関係の新旧対照表です。第7条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の給料決定について定め、再任用職員に係る規定を削ります。第15条から第24条の2の改正につきましては、再任用職員、再任用短時間勤務職員が、定年前再任用短時間勤務職員に改正されることのほか所要の規定の整備を行うものです。45分の8ページをお願いいたします。附則14項で職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日あとにおける最初の4月1日、これを特定日と言いますが、4月1日前に受けていた給料月額の100分の77割を水準といたします。別表第1の改正は、行政職給料表1を7級制へ改正する整備をいたします。次に「東栄町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」第3条関係をお願いいたします。ページは、1分の1ページです。こちら第3条の改正ですが、減給において減ずる額の基礎となる給料月額を発令の日を受けるものとする等の規定の改正をするものです。1枚はねていただいて「東栄町職員の育児休業等に関する条例」第4条関係でありますけれども、こちらは定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をするものです。3枚はねていただきまして「東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第5条関係につきましても、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をするものでございます。2枚はねていただいて「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第6条関係でありますけれども、こちらは再任用制度の廃止に伴う規定及び管理監督

職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備をいたします。1枚はねていただいて「東栄町人事行政の運営等の公表に関する条例」第7条関係でありますけども、こちらにつきましても定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をするものです。1枚はねていただいて「東栄町職員の降給に関する条例」第8条関係ですけども、こちらにつきましても定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をするものです。1枚はねていただいて「東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例」第9条関係でありますけども、こちらにつきましても定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をするものです。次に新旧対照表はございませんけども、議案分の1番最後28分の20ページですけども、「東栄町職員の再任用に関する条例」は、廃止をいたします。次に議案の28分の20ページをお願いいたします。この条例の附則について主なものを説明いたします。第1条、施行期日、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、附則11条の規定は、公布の日から施行する。28分の21ページをお願いします。第3条定年退職者等の再任用に関する経過措置ということで、現行の再任用制度は、先ほど説明したとおり廃止となりますけども、令和13年度末の定年年齢の段階的な引上げ完了まで暫定再任用職員制度に移行して制度自体は残ることとなります。説明は以上となります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

1番。

1番（浅尾もと子君）

詳しい質疑は委員会で行いたいと思います。事前にお尋ねしたいことをお伺いいたします。この議案の提案の理由が、地方公務員法等の改正に伴う条例の整備が必要なためというふうにあります。今回、職員の給与について7級制に改正するという説明がありました。給料の等級を現在の6級までという段階から7級を新たにつくって等級を引き上げるというものなんですけれども、法改正とどのような関係があるのか伺います。

（「総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

直接地方公務員法の改正とは、この給料表の7級制導入とは直接関係はございません。ただこちらの制度を制定することに伴って、やはり7級制が必要という判断をいたしまして7級制の導入を検討しました。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番

1番（浅尾もと子君）

では、次はですね、委員会でまたお示しいただきたいと思う点、事前にお伝えしておきたいと思います。新旧対照表の職員の給与に関する条例の新旧対照表45ページの中の45ページ、最後のページであります。45ページの表は、職務の級の基準となる職務を位置づけた表、これを改定するというものになってます。大きな変更となるので丁寧な議論が必要だと思ってお尋ねいたします。主な変更点は、係長の職務が3級から4級に、課長補佐を4級から5級に、主任看護師のうち高度な知識または、失礼しました。主任保育士ですね、主任保育士のうち高度な知識または経験を必要とする業務を行う主任保育士を現行の3級から4級に、課長を5級から6級に、そして高度な知識または経験を必要とする課長の職務を6級から7級にそれぞれ職務の級を昇給させるものになっております。例えば6級の課長が6級の高度な知識または経験を必要とする課長が7級になりますと、給料の等級表で最低ランクである1号給でも給料月額で月額4万3,700円の増額となります。ボーナスや管理職手当、退職金を含めると大幅な賃上げになると考えます。そこで伺いたいと思います。本議案によって職務の級が上がる係長、課長などの職務ごとの現在の職員数と職務ごとの影響額を伺いたいと思います。今回の説明では、役職定年後の等級が係長、課長さんの場合係長になるということもありましたので、課長がそうですね。その点は、また次回お尋ねします。もう1点お聞きするのは、本議案の改定内容を今現在の職員体制に当てはめた場合、1年間でどの程度の人件費の増額になるか委員会でお答えいただきたいと思います。

議長（原田安生君）

では回答は委員会でよろしいということですね。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終わります。

----- 議案第84号、第85号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第7、議案第84号「東栄町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について」、日程第8、議案第85号「東栄町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、以上2案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいのと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

よって、議案第84号、議案第85号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、建設課長」の声あり）

はい、建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは失礼します。議案第 84 号、東栄町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について。3 ページの提案理由のほうをお願いします。この案を提出するのは、地方公営企業法の財務規定等を適用するために必要があるから、議会の議決を求めるものです。それでは条例の方を説明させていただきます。3 分の 1 ページをお願いします。第 1 条は、簡易水道事業と特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置に関して記述しています。第 2 条は、この 3 事業を上下水道事業ということにしていますけども、上下水道事業を地方公営企業法の財務規定に適用することを記述しています。第 3 条は、経営の基本で上下水道事業の給水及び配水区域を示しています。第 4 条は、予算で定めなければならない資産の取得及び処分について記述しています。第 5 条は、議会の同意を要する賠償責任の額を定めたものです。第 6 条は、交付金の会計事務の権限を会計管理者とするものです。第 7 条は、議会の議決を要する負担つきの寄附または贈与の額を定めたものです。第 8 条につきましては、業務状況説明書類の作成における取り決めを行うものです。3 ページ目の附則ですけども、1 としてこの条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。2 ですけども、次に掲げる条例は廃止する。(1) 東栄町簡易水道特別会計設置に関する条例、(2) 東栄町公共下水道事業特別会計設置に関する条例、(3) 東栄町簡易水道設置条例、(4) 東栄町農業集落排水事業特別会計設置に関する条例、それから(3)から(5)番につきましては、各特別会計におきまして令和 4 年度決算を従前と同じように行うこととするものです。

引き続き、議案第 85 号のほうをお願いします。議案第 85 号、東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正について。提案理由ですけども、この案を提出するのは、地方公営企業法の財務規定等を適用するため、東栄町簡易水道事業及び下水道事業の設置に関する条例を制定することに伴い改正する必要があるから議会の議決を求めるものです。1 枚はねていただきまして、新旧対照表ですけども、改正前の東栄町簡易水道設置条例第 3 条を改正後としまして東栄町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例とするものです。戻っていただきまして、すみません、この提案理由のところですね、2 行目の下水道事業ですけども「時」の削除をお願いします。附則ですけども、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

初めに、議案第 84 号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に、議案第 85 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。



1 番（浅尾もと子）

ちょっと聞き取れなかったので1点お尋ねなんですが、提案理由の中で文字を削除するとおっしゃったのは、どの文字だったかもう一度教えてください。

建設課長（原田経美君）

はい、2行目ですね。2行目の町簡易水道事業及び下水道の次で「時事業」となっておりますけれども、この「時」という字を削除お願いします。

議長（原田安生君）

はい。以上で質疑を打ち切り、この2案件を終わります。

----- 議案第86号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第9、議案第86号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第86号、東栄町辺地総合整備計画の変更について。提案理由は、森林資源開発のために整備した林道の法面等の荒廃が進み、林森林作業の実施に支障を来している箇所の改良が必要であり、東栄町辺地総合整備計画を変更する必要があるから、議会の議決を求めため、この案を提出するものです。変更内容を説明いたします。1枚めくっていただいて、新旧対照表をご覧ください。表の左側が変更後となります。今回の変更は、東園目辺地において、林道の事業費の変更及びそれに伴う財源内訳及び辺地対策事業債の予定額を変更しております。説明は以上となります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第87号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 10、議案第 87 号「東三河広域連合規約の変更について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 87 号、東三河広域連合規約の変更について。1 枚めくっていただいて、提案理由は、東三河広域連合の処理する事務に社会福祉連携推進法人に関する事務を追加することに伴い、広域連合規約を変更するほか規定の整備をするため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決が必要であるからである。変更内容につきまして新旧対照表で説明いたします。今回の改正は、第 4 条の広域連合の処理する事務につきまして第 4 号及び別表に社会福祉連携法人に関する事務を追加する変更となります。また第 8 号は、旅券法施行規則の改正に伴い、規定の改正をするものでございます。議案に戻っていただきまして、附則、施行期日、第 1 項この規約は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 8 号の改正規定は令和 5 年 3 月 27 日から施行する。経過措置、第 2 項、この規約による改正後の東三河広域連合規約、別表の規定は令和 5 年度以後の年度分の負担金について適用し、令和 4 年度分までの負担金については、なお従前の例による。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 88 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 11、議案第 88 号「令和 4 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、一般会計の補正予算の説明をさせていただきますが、その前に、先ほどの町長の大綱説明の中で一般会計の説明をさせていただきましたが、その中で最後になりますが、今回の減額の理由の中に東栄診療所の繰出金の減額とございますが、こちらについては該当がございませんので、削除のほうお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。それでは予算の説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。

す。議案第 88 号、令和 4 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号について。続いて 2 ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2,696 万 9,000 円を増額し、予算総額を 44 億 9,988 万 5,000 円とするものです。第 2 条の地方債の補正につきましては、6・7 ページの地方債補正において、50 万円を減額変更するものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。最初に全般的なことで、人件費についてですが、人事院勧告に伴う給料及び勤勉手当の増、各種手当の異動による増、共済費の定時改定による減額などにより一般会計総額で 104 万 9,000 円の増額となります。特別会計を合わせると 50 万 2,000 円の増額となります。また同じく全般的なことですが、電気料など物価高騰により役場を始めとする各種施設の燃料費及び光熱水費について増額させていただいております。人件費及びそれらに対する個々の説明については、省略をさせていただきます。それでは 12 ページをお開きください。2 款 1 項 4 目財産管理費、10 節修繕料は、旧粟代小学校の雨漏り及び旧奈根小学校雨樋の修繕であります。14 ページ、2 項 1 目税務総務費、12 節税システム改修委託料は、軽自動車税の共通納税拡大に係る業務について、一部を除いて今年度の保守業務で対応出来たことから減額するものです。2 目賦課徴収費は、徴収手数料の増による財源更正です。16 ページ、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、12 節コンピューター等保守点検委託料は、戸籍事務内連携に係る戸籍情報システムの改修を行うものです。18 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、18 節その他負担金は全国民生委員児童委員大会に係る参加費負担金です。3 目障害者福祉費、18 節障害者施設等通所通院交通費助成費は、透析患者の実績により追加するものです。児童発達支援施設等給食費補助金は、児童発達支援施設に通う児童の給食について、1 食当たり 250 円を補助するもので令和 2 年度まで遡っていたします。4 目老人福祉費、19 節老人保護措置費は、短期入所で 1 名追加するものです。20 ページ、27 節は、後期高齢者医療特別会計の補正による減額です。5 目母子福祉費、19 節母子医療費は、実績見込みにより追加するものです。2 項 1 目児童福祉総務費の 10 節消耗品費、11 節郵便料、12 節データ抽出等システム改修委託料及び 19 節県給付金は、県が児童手当に 1 万円上乗せ給付するためのものです。18 節児童発達支援施設利用者負担金は、利用者が 1 名増えたことによる追加です。22 ページ、2 目保育園費、11 節電話料は、実績見込みによる追加です。4 款 1 項 1 目保健衛生費、衛生総務費、10 節印刷製本費は、東栄ひだまりプラザのパフレットを作成するものです。27 節国民健康保険特別会計繰出金は、保健事業に係る職員 1 名の 11 月分以降の人件費について一般会計より組み替えるものです。4 目 27 節は、簡易水道特別会計の補正に追加するものです。24 ページ、2 項 2 目火葬場費、12 節火葬業務及び火葬場管理業務委託料は、職員の退職により火葬業務を委託するために追加するものです。26 ページ、5 款 1 項 8 目農業集落排水事業費、27 節は農業集落排水事業特別会計の補正による増額です。28 ページ、2 項 2 目林業振興費、12 節有害鳥獣駆除委託料及び 18 節飼料担い手育成補助金は、実績見込みにより追加するものです。6 款 1 項 2 目商工振興費、12 節産業会館指定管理料は、11 月 1 日より社会福祉協議会が、東栄ひだまりプラザに移転したことに伴い負担割合が変更になったことにより追加するものです。32 ページ、7 款 3 項 1 目住宅管理費、18 節中設楽ハイツ共益費経費負担金は、教育部分の電気代、消耗品費の空き家部分を追加するもので

す。4項1目公共下水道費、27節は、公共下水道事業特別会計の補正により増額するものです。34ページ、8款1項4目無線管理費、12節全国瞬時警報システム更新業務委託料は、緊急地震速報の発表基準に長周期地震階級を追加することに伴うシステム改修です。5目防災諸費、10節修繕料は、東栄ヘリポートの吹き流しを修繕するものです。9款1項1目教育委員会費、18節私立高等学校授業料助成金は1名追加するものです。高校生通学等支援事業補助金は、11月1日からの町営バス料金の値上げに対応するために追加するものです。36ページ、3項1目学校管理費、18節中学校国内研修補助金は、中学2年生の国内研修において新型コロナウイルス感染症の影響により、交通手段を変更したこと等による負担増に対応するもので、地方創生臨時交付金事業として実施するものです。38ページ、5項3目社会体育費は、1月に予定されている市町村対抗駅伝のスタッフ用のジャージと食事代を追加するものです。6項4目花祭会館費、14節花祭会館高圧コンデンサー等交換工事は、機器等の値上げによる追加です。40ページ、11款1項1目元金と2目利子は、利率見直し方式を採用している長期借上げの利率変更によるものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。1款1項市町村民税、2項固定資産税、3項軽自動車税。6ページ、4項町たばこ税については、歳入見込みにより増減するものです。滞納繰越し分については、歳入見込額を追加するものです。13款2項1目総務費手数料は、督促手数料の歳入見込み分を追加するものです。14款2項1目総務費国庫補助金は戸籍システムの改修に。5目教育費国庫補助金の地方創生臨時交付金は、中学生国内研修補助金に充てられるものです。8ページ、15款2項2目民生費県補助金の母子家庭等医療費支給事業補助金は母子医療費に。特別給付金は、児童手当1万円上乘せに充てられるものです。3項1目総務費県委託金の県税徴収事務委託金は、今年度の実績見込みにより追加するものです。18款1項2目財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により減額するものです。20款1項1目延滞金は、実績見込みにより追加するものです。10ページ、5項1目雑入の広域消防事務費精算金は、過年度分の負担金について精算方法を見直したことにより返還されるものです。21款1項4目農林水産業債の農業債は、農道山中線舗装修繕工事の実績による減額。林業債の林道下山線の舗装工事から改良工事に変更したことによる組替えです。以上で、一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これから質疑に入ります。初めに歳出全般について質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

先ほど副町長の説明の中で、冒頭に何らかの説明の削除をしてほしいというような説明があったんですけども、対象がちょっと明確に聞き取れなかったもので、もう一度御説明願います。

(「議長、副町長」の声あり)

議長 (原田安生君)

副町長。

副町長 (伊藤克明君)

先ほどの町長の大綱説明の中で、一般会計の説明をさせていただいたんですけども、そのときに今回の増額の理由と減額の理由を説明させていただきましたが、その中で減額の中に東栄診療所の繰出金の減があるというふうに説明させていただきましたが、こちらについては削除をお願いしたいということですので、よろしくお願い致します。

議長 (原田安生君)

はい、他ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、次に歳入について質疑をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第 89 号、議案第 90 号 -----

議長 (原田安生君)

ここでお諮りいたします。日程第 12、議案第 89 号「令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について」、日程第 13、議案第 90 号「令和 4 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について」以上 2 件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第 89 号、議案第 90 号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、住民課長」の声あり)

住民課長。

住民課長 (伊藤仁寿君)

それでは、説明をさせていただきます。補正予算書の 9 ページをお願いいたします。議案第 89 号、令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について。10 ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 425 万 2,000 円を追加し、予算総額を 7 億 9,836 万円とするものです。それでは補正予算書で説明します。補正予算書の 48 ページをお願いいたします。歳出からです。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費です。これにつきましては、医療機関へ受診される方が増えたことや、1 件当たりの費用額が高

額になっていることによる給付費の不足が見込まれるため 8,858 万 4,000 円を増額するものです。次に 2 目一般被保険者療養費です。これにつきましては、柔道整復師いわゆる整骨院や整骨院と呼ばれるものになりますが、そちらの方へ受診される方が増えていることによる療養費の不足が見込まれるため 66 万 2,000 円を増額するものです。2 項 1 目一般被保険者高額療養費です。これについては、1 件当たりの費用額が高額になっていることによる高額療養費の不足が見込まれるため 1,238 万 3,000 円を増額するものです。5 款 3 項 3 目保健事業費 262 万 3,000 円。これにつきましては、一般会計から支出されていた人件費の一部を国民健康保険特別会計から支出することによる補正になります。続きまして 46 ページをお願いいたします。歳入になります。3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金です。これにつきましては、療養給付費等が交付金措置されるため 1 億 162 万 9,000 円を増額するものです。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 262 万 3,000 円。これにつきましては、人件費の一部を一般会計から繰り入れるものになります。国民健康保険特別会計補正予算については以上になります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算になります。補正予算書の 13 ページをお願いいたします。議案第 90 号、令和 4 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について。14 ページをお願いいたします。今回の補正は、令和 3 年度分の市町村療養給付費負担金の精算による財源更正となります。それでは補正予算書で説明します。56 ページをお願いいたします。歳入になります。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金です。これにつきましては、令和 3 年度分の市町村療養給付費負担金の精算により、一般会計から繰入金を 258 万 3,000 円減額するものです。5 款 3 項 1 目雑入です。これにつきましては、同じく令和 3 年度分の市町村療養給付費負担金の精算により、258 万 3,000 円を増額するものです。次に 58 ページをお願いします。歳出になります。歳出につきましては、繰入金と諸収入の財源構成となります。後期高齢者医療特別会計補正予算については以上となります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。まず議案第 90 号、歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。議案第 90 号を打ち切ります。

次に議案第 91 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第 91 号、議案第 92 号、議案第 93 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 14、議案第 91 号「令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 4 号について」、日程第 15、議案第 92 号「令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号について」、日程第 16、議案第 93 号「令和 4 年度東栄町農業集落排

水事業特別会計補正予算第3号について」以上3案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第91号から議案第93号までを一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、建設課長」の声あり)

建設課長(原田経美君)

それでは失礼します。最初に簡易水道特別会計の説明をします。補正予算書の17ページをご覧ください。議案第91号、令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第4号について。次ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ540万7,000円を追加し、予算総額を3億7,639万1,000円とするものです。それでは補正説明書で説明します。まず歳出から説明します。66ページをお願いします。人件費につきましては、人事院勧告によるもので、各特別会計の説明を省略させていただきます。2款1項1目水道管理費544万1,000円の増額につきましては、需用費は電気料の高騰によるもので修繕料は漏水等の実績と見込みにより増額するものです。工事請負費につきましては、月地区の送水ポンプが故障したことにより取替えを行うものです。3款1項2目公債費につきましては、利率の変更により増額するものです。次に歳入について説明します。64ページをお願いします。5款1項1目一般会計繰入金、540万7,000円の増額につきましては、歳出の補正に伴うものです。以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。

続きまして、公共下水道事業特別会計を説明します。補正予算書の21ページをお願いします。議案第92号、令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第3号について。次ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ507万4,000円を追加し、予算総額を2億2,498万1,000円とするものです。それでは補正予算説明書で説明します。まず歳出から説明します。74ページをお願いします。1款1項1目下水道維持管理費507万4,000円の増額につきましては、電気料の高騰によるものです。次に歳入について説明します。72ページをお願いします。4款1項1目一般会計繰入金507万4,000円の増額につきましては、歳出の補正に伴い増額するものです。以上で公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計を説明します。補正予算書の25ページをお願いします。議案第93号、令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について。次ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ68万円を追加し、予算総額を3,322万7千円とするものです。それでは補正予算説明書で説明します。まず歳出から説明します。82ページをお願いします。1款1項1目農業集落排水維持管理費68万円の増額につきましては、電気料の高騰によるものです。次に歳入について説明します。80ページをお願いします。3款1項1目一般会計繰入金68万円の増額につきましては、歳出の補正に伴い増額するものです。以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

議長（原田安生君）

各議案の説明が終わりました。まず議案第 91 号、歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。それでは次に、議案第 92 号、歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、議案第 93 号、歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第 94 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 17、議案第 94 号「令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算第 7 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、東栄診療所事務長」の声あり）

はい、事務長。

東栄診療所事務長（前地忠和君）

補正予算書の 29 ページをお願いいたします。議案第 94 号、令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算第 7 号について。1 枚めくっていただきまして 30 ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 41 万 8,000 円を追加し、予算総額を 8 億 5,575 万円とするものです。それでは予算説明書の歳出から説明させていただきます。予算説明書の 90 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目の報酬、給料、職員手当等、旅費につきましては、最低賃金の改定、給与改定に伴う増額が主で、3 節職員手当等の特殊勤務手当につきましては、新型コロナウイルス感染症検査にかかる防疫作業手当が不足見込みであるための増額でございます。その下の会計年度任用職員期末手当は、休職中の職員分の減。4 節共済費の共済組合負担金は、実績による見直しで、社会保険料につきましては、法改正に伴う減額となります。14 節工事請負費は、旧医療センター近くにある医師住宅に係るもので、この医師住宅の汚水はこれまで医療センター前にある浄化槽に流入していましたが、浄化槽の使用をやめるため医師住宅単独の浄化槽設置が必要となったための工事です。2 款 1 項 1 目 17 節の医療機器等購入費は、内視鏡システムに電子カルテの画像取り込みの機械を通過させていただき補正となります。次に、歳入説明させていただきます。88 ページをご覧ください。今回の財源につきましては、繰越金を充てさせていただきます。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）



はい、以上で質疑を打ち切ります。

----- 報告第 1 2 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 18、報告第 12 号「教育に関する事務の管理及び執行の状況点検及び評価について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、教育課長」に声あり）

教育課長。

教育課長（青山章君）

報告第 12 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告いたします。内容は、令和 3 年度の点検評価でございます。この報告書は、第 6 次東栄町総合計画に掲げた政策目標ごとに、達成状況と今後の課題を点検評価することによって、翌年度以降の取組に生かすことを目的としており、10 月に開催した総合教育会議で承認されたものでございます。それでは、主な実施状況と課題を抜粋して説明いたします。4 ページをご覧ください。施策評価シートをご覧ください。基本施策 1、学校教育の項目です。1 の 1 一人一人に応じたきめ細かな教育の推進です。引き続き、校内現職研修の他、いじめや不登校などの問題の早期発見と解消等に取り組みました。小学校ではタブレット端末に導入しているアプリ「心の天気」を活用することで、一人一人の毎朝の状況把握と指導ができ、大きな効果がありました。次に 5 ページをご覧ください。1 の 2 知徳体が調和した教育の推進です。総合的な学習の時間では、地域の多くの団体の協力をいただき、町を知り体験する活動を充実させることができました。中学生は、明神祭で学習の成果を発表し、多くの方から好評をいただきました。また中学生海外派遣事業の代替事業として、国内での語学研修とオンラインによるカナダの R C A 校とのオンライン交流を行いました。渡航体験には及びませんが、実際にコミュニケーションをすることで達成感やさらなる学習意欲の向上にもつながりました。次に 9 ページをご覧ください。基本施策 2、家庭、地域による連携教育の項目です。2 の 1、家庭教育への支援についてです。家庭での指導の指針となる具体的な目標について、学校・保育園・保護者・地域が共有できるように、現在検討しているコミュニティーコミュニティースクールでは、実効性の高い組織づくりが必要であると認識しております。また保護者会、学校保健委員会や個別懇談等に加え、引き続きスクールカウンセラーを配置し、必要に応じて相談を受けることが出来ました。次に 11 ページをご覧ください。基本施策 3、生涯学習、生涯スポーツの項目です。3 の 1 生涯学習の充実です。コロナ感染症への対応をしながら 16 の講座で延べ 82 回運営することが出来ました。延べ 38 名のボランティアの指導者の方に活躍いただいておりますが、高齢化への対応と新たな人材発掘が引き続き必要となっております。次に 13 ページをご覧ください。基本施策 4、文化の保存と継承の項目です。4 の 1 伝統文化の継承です。コロナ感染症への対応や継承に向けての情報

交換や共有のために花祭保存会会長会を開催しました。合わせて、各保存会に向けて花祭の道具等の新調や修繕のための国の補助制度に関する情報提供をさせていただきました。こうした取組も各保存会における継承意欲のさらなる向上につながると考えております。15 ページ以降につきましては、主要施策の成果報告書となります。主な点を抜粋して説明させていただきましたが、詳細につきましては、御手元の報告書のとおり点検評価でございます。なおこの点検評価報告書は、この後町ホームページで公表いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

点検報告書の7 ページについて伺います。高校への就学支援という項目であります。報告書の中には、高校生の通学の利便性を高める配慮もして、町営バスを運営できた。すべての要望には対応できないが、通学に不便を来さないバス運営ができたと書かれています。新城東高校がなくなって、遠距離通学、高校生の皆さん大変御苦勞をされていると思います。なるべく生徒さん、保護者の方のニーズに沿った対応ができるよう、私もそうしていただきたいと思っているんですけども、ここに書かれているすべての要望には対応できないとの項目があります。対応できなかった要望には、どのようなものがあるか、個人情報等に差し障りのない範囲でお答えいただければと思います。

（「議長、教育課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（青山章君）

昨年度ですが、1 件バスの連結の関係でバス停で待ち時間が長くなることもあり、何とかならないかという要望が、昨年度ございました。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

要望が寄せられたということがあるんですけども、その他生徒や保護者の方からですね様々な不都合を感じておられるかと思います。要望をどのように把握しているかという点も教えてください。アンケートですとか説明会など、そういった意見を聞く場があるかということをお聞きしたいと思います。

（「議長、教育課長」の声あり）

議長（原田安生君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

はい。アンケート、説明会などは行っておりませんが、個別の要望がありましたら随時対応いたします。また田口高校につきましては、中高一貫校関係で会議が随時ありますので、そういった中でも情報収集に努めております。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切ります。報告第12号を終わります。

以上で本日上程されました案件の審議が日程どおり全て終了いたしました。ここでお諮りいたします。本日上程されました12案件につきましては、所管の常任委員会に付託したいと思います。ただいまから、事務局が付託表を配付いたします。

（付託表を配付）

御手元に行ったかと思えます。

お諮りいたします。ただいま御配付しました付託表のとおり各常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。各委員会でもよろしく御審議をお願いいたします。また会期中の会議日程も、この議会の冒頭で議決をいただいたとおりでございますので、それぞれ御出席をお願いいたします。

----- 散 会 -----

議長（原田安生君）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。